

事務連絡[1]
令和2年2月28日

市内企業・事業所の皆様へ

宇都宮市経済部商工振興課

新型コロナウイルス感染症への本市の対応について

本市では、新型コロナウイルス感染症対策のため、2月27日に、国から「全小中学校等の臨時休業」について要請があったことを受けて、下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせいたします。

また、国からは小中学校等の臨時休業に伴い、行政機関や民間企業等に対しまして、「子どもを持つ保護者への配慮」につきましても併せて要請がありましたことから、市内企業・事業所の皆様におかれましても特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 国からの主な要請内容

- ・ 3月2日（月）から春休みに入るまで、全国すべての小中学校等を臨時休業とすることを要請する。
- ・ 行政機関や民間企業等においては、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えていただくとともに、子どもを持つ保護者の方々への配慮をお願いする。

2 本市の対応

① 臨時休業について

市立全小中学校を3月2日（月）から3月24日（火）までを臨時休業とします。
（市内の保育園については通常通り開園されます。）

② 学童保育について

臨時休業の趣旨を踏まえながら、保護者が働きやすい環境の維持と子どもの安全を優先し、上記の期間についても、春季休業期間中と同時間帯（午前中から夕方）、継続して児童（原則登録者及び期間中保育が必要な方）を受け入れます。

3 市内企業・事業所の皆様へのお願い

- ・ 子どもを持つ保護者の方々の休暇の取得等につきましてご配慮をお願いします。
- ・ 従業員の方に手洗いや咳エチケットなどの実施を推奨ください。
- ・ 従業員の方から相談があった際には、必要に応じて、市の窓口をご案内ください。
労働相談に関すること…商工振興課（028-632-2446）
感染が疑われる場合…帰国者・接触者相談センター（宇都宮市保健所保健予防課/028-626-1114）
市立小中学校の臨時休業に関すること…学校教育課（028-632-2728）
市内の保育園・認定こども園などに関すること…保育課（028-632-2392）
子どもの家・留守家庭児童会事業（学童保育）に関すること…生涯学習課（028-632-2676）

4 その他

- 新型コロナウイルスの流行により経営に影響を受けている中小企業者等の経営安定を図るため、本市制度融資の「緊急景気対策特別資金」を適用することといたしましたので、ご活用ください。なお、制度の詳細につきましては、別添の案内チラシをご参照ください。
- このほか、国・県・関係機関等による相談窓口や各種支援制度もありますので、詳しくは、各団体のホームページ等をご確認ください。なお、こちらにつきましても、今後ご案内していく予定です。

宇都宮市経済部商工振興課

TEL : 028 (632) 2446

FAX : 028 (632) 5420

e-mail : u2310@city.utsunomiya.tocigi.jp

新型コロナウイルスの流行により 経営に影響を受けている中小企業の方へ

新型コロナウイルスの流行により経営に影響を受けている中小企業者等の経営安定を図るため、本市制度融資の「緊急景気対策特別資金」を適用することといたしましたので、ご活用ください。

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

対象資金名	緊急景気対策特別資金										
資金の用途	運転資金（原材料：商品仕入れなど）										
融資対象者	市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること										
資格要件	(1) 市税を滞納していないこと (2) 経営が健全で、返済能力が確実であること (3) 融資の申込前最近3か月又は6か月における売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が、前々年又は前年同期における売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率の3パーセントに相当する額以上減少していること										
その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額</th> <th>融資期間 (据置期間)</th> <th>融資利率</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円</td> <td>7年以内 (1年以内)</td> <td>5年以内 1.4% 7年以内 1.5%</td> <td>市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫</td> </tr> </tbody> </table>			融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	申込窓口	3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 1.4% 7年以内 1.5%	市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫
融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	申込窓口								
3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 1.4% 7年以内 1.5%	市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫又は商工組合中央金庫								

宇都宮市中小企業融資振興会（宇都宮市役所 経済部商工振興課内）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所（7階）

TEL 028-632-2438 FAX 028-632-5420